

事業主様

西日本パッケージング健康保険組合
理事長 三木 秀一

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
標準報酬月額保険者算定の特例の延長について

平素は健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月から 7 月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、被保険者の同意の基、事業主からの届出により保険料等の計算の基礎となる標準報酬月額を通常の場合の随時改定(4 か月目に改定)によらず、特例により翌月から改定できる取扱をしていましたが、今般、令和 2 年 8 月から 12 月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方や、令和 2 年 4 月又は 5 月に休業により著しく報酬が下がり特例改正を受けている方についても、標準報酬月額の特例措置が講じられることになりました。

つきましては、下記のとおり対象となる方がおられる場合は、別添資料を参考に届出いただきますようお願いいたします。

記

1 標準報酬月額の特例改定

(1) 「特例改定の延長」

8 月から 12 月までの間に急減月が生じた方で、次のすべてに該当する方が対象となります。

- イ 事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業させたことにより急減月が生じた方
- ロ 当該急減月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、当該急減月に設定されている標準報酬月額に比べて 2 等級以上低下した方
- ハ 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方
- ニ 定時決定の保険者算定の適用を受けていない方

(2) 「定時決定の保険者算定」

4 月又は 5 月を急減月として本特例措置による改定を既に受けた方で、以下のすべてに該当する方が対象となります。

- イ 8 月支払われた報酬の総額が、定時決定で決定された 9 月の標準報酬月額に比べて、2 等級以上低い方
- ロ 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方

2 必要書類(届書は当組合にご連絡いただきましたら送付させていただきます。)

(1)月額変更届

※継続した3か月の各月の報酬月額を記載する欄の一番下の月に急減月(定時決定の場合は8月)を記載し、⑱備考欄のうちの「6.その他」に○を付したうえ、「特例改定」(定時決定の場合は「定時決定」と記載してください。

(2)申立書

(3)同意書

※同意書は届書に添付する必要はありません。

3 受付期間

令和3年3月1日まで

4 留意事項

・関係書類について

月額変更届に係る添付書類は原則不要ですが、本特例延長等に係る届出内容を確認するため資料提出(休業命令等が確認できる書類、本人の同意書、賃金台帳等)を求める場合がありますので、届出日から2年間は保存してください。

・休業が回復した場合について

休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額がその方の本特例改定後の標準報酬月額に比べ2等級以上上昇した場合、固定的賃金の変動の有無に関わらず「被保険者標準報酬月額変更届」を提出することになります。

5 その他

- ・届出は健康保険組合と日本年金機構それぞれに必要となります。
- ・ご不明な点がございましたら、当健康保険組合までご連絡ください。